平成２５年（フ）第２０９９号
神奈川県藤沢市善行１丁目17―２―403
破産者　山坂　和秀
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２１０号
東京都練馬区南大泉６丁目20番13号
破産者　有限会社エス・ティー・シー
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２１１号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目６―15―201
破産者　堤　清一郎
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２１２号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目６―15―201
破産者　堤　美由紀（旧姓森）
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２８５号
茨城県取手市宮和田163番地　610
破産者　有磯商事有限会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２８６号
東京都葛飾区青戸７丁目９―18―Ｂ―203
破産者　中田　立雄
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０２号
千葉県柏市大島田146番地６
破産者　株式会社共伸建設
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０３号
千葉県柏市大島田146番地６
破産者　新谷　純一
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３２１号
東京都葛飾区立石２丁目13番３―705号
破産者　有限会社小谷野商事
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３２２号
東京都葛飾区東新小岩５丁目14―11―501
破産者　小谷野和彦
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３３５号
東京都大田区山王２丁目27番10号
破産者　有限会社サニートラップ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３５１号
東京都江戸川区篠崎町３丁目20番13号
破産者　有限会社高嶋エアコン
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３６４号
千葉県印西市大森3602―58
破産者　宮島　勝廣
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８６号
東京都目黒区大岡山１―25―15　雅楓ハイツ201、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区大岡山１丁目５番３号
破産者　有限会社ビート・ゾーン
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８７号
東京都目黒区大岡山１丁目25―15―201
破産者　葛口　雅行
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８８号
東京都目黒区大岡山１丁目25―15―201
破産者　葛口あつみ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１７号
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地13
破産者　有限会社グラノドーロ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１８号
埼玉県新座市石神２丁目５－３
破産者　久保脇敏弘
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２９号
東京都昭島市美堀町４丁目22―３―504
破産者　亀澤　　司
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３２号
東京都江戸川区谷河内２丁目５番７号302
破産者　有限会社エス・ジー・ピー
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４１号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目34番５号
破産者　有限会社システム・エンジニアリング・コーポレーション新潟
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５６号
埼玉県朝霞市岡３丁目27番30号
破産者　株式会社ＰＡＴ建築設計事務所
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部